

就学援助制度についてのお知らせ

保護者のみなさまへ

大分市教育委員会

大分市では、お子さんを小・中学校及び義務教育学校に就学させるのに経済的な理由でお困りの方に、就学に必要な費用の一部を援助しています。援助を希望される方は、次の説明をお読みのうえ申請してください。世帯の人数・構成等に関係なく申請できます。ただし、申請によって就学援助費の支給が確定するものではありません。また、昨年度認定された方も、引き続き援助を希望される場合には、再度申請が必要です。

1. 就学援助を受けることができる方

大分市に居住している方で次の(1)～(9)のいずれかに該当する方

- (1) 生活保護を停止又は廃止されたが依然生活が困窮している方（停止又は廃止となり、おおむね1年以内）
- (2) 今年度、市民税の非課税又は減免（天災などによる減免）を家族全員が受けた方
- (3) 今年度、個人事業税又は固定資産税の減免を家族全員が受けた方
- (4) 申請時、国民年金の減免（天災などによる減免）を家族全員が受けている方（※国民年金1/4は除く）
（※16歳以上20歳未満で学生以外の方や、年金支払義務がない方（60歳以上の方等）が世帯員にいる場合には(4)の理由には該当しません。）
- (5) 今年度、国民健康保険税の減免を家族全員が受けた方
（※国民健康保険以外（社会保険等）の加入者が世帯員にいる場合には、(5)の理由には該当しません。）
- (6) 申請時、児童扶養手当を受給している方
- (7) 申請時、生活福祉資金の貸付を受けている方
- (8) 申請時、日雇労働者で職業安定所に登録している方
- (9) その他、上記(1)～(8)に該当しないが、経済的に困窮している方（裏面参照）

2. 申し込みの方法

毎年申請が必要です。ただし、生活保護（教育扶助）を受けている方は、この手続きの必要はありません。

(1) 受付期間 **令和2年 5月8日（金）まで**

※締切り後も随時申請の受付(令和3年1月末まで)しておりますが、支給額等は調整されます。

(2) 提出先 就学援助を希望される方は、学校から申請書を取り寄せ、必要事項を記入の上、児童・生徒の通学している学校へ提出してください。

小学生と中学生のお子さまがいるご家庭については、申請書を小学校・中学校それぞれに提出してください。

(3) 申請書の記入要領

申請書は保護者が記入してください。世帯構成員・年齢・家賃額等漏れのないようご注意ください。特に通学費（片道の通学距離が小学校4km以上、中学校6km以上の場合で公共交通機関利用者）の欄は必ずご確認ください。自宅から学校までの通学経路図の添付が必要です。

※認定を受け、通学費の該当がある場合は、使用した全ての定期券等の写し又はnimoca等の履歴を提出していただきますのでご注意ください。（※公共交通機関の運行が無い場合に、自家用車を利用して通学する場合は燃料費が支給対象となる場合もあります。）

上記(3)～(8)に該当する方は、申請時に証明書類を添付して提出してください。(1),(2),(9)に該当する方は、添付書類は不要です。ただし、今年の1月2日以降に他都市から転入した方については、所得・税額証明書の提出が必要になります。

※添付書類が受付期間内に提出できない場合には、先に申請書のみを提出してください。

(4) 結果通知 令和2年5月8日までに申請があった分については、6月下旬（予定）までに在籍している学校を通じて通知します。それ以降の申請につきましては、随時審査を行い通知（1～2ヶ月程度かかる場合がありますのでご了承ください。）します。

3. 援助の内容(令和2年度支給額(予定))を記載しています。支給額・支給予定月は変更になる場合があります。)

<支給費目と支給金額の目安及び支給予定日>

※生活保護(教育扶助)を受給されている方は、修学旅行費・中学校3年生学力診断テスト費のみが対象となります。

費 目	小 学 校	中 学 校	支給予定月
新入学学用品費	1年生のみ 51,060円※① 【入学前に小学校入学準備金が未受給で、4月からの認定者が対象。】	1年生のみ 60,000円※① 【中学校入学準備金が未受給で、4月からの認定者が対象。】	7月下旬
中 学 校 入 学 準 備 金	6年生のみ 60,000円 【当該年度の3月1日時点で、就学援助の認定者が対象】		3月中旬
修学旅行費	実費分を支給(上限21,890円)	実費分を支給(上限60,910円)	1月中旬
学用品費	1年生 月額 約969円 2~6年生 月額 約1,158円	1年生 月額 約1,894円 2、3年生 月額 約2,083円	前期分(4月~7月分) 10月中旬 後期分(8月~3月分) 年度末
通 学 費	実費の2/3を支給(上限40,020円) (片道4km以上で公共交通機関利用者)	実費の2/3を支給(上限80,880円) (片道6km以上で公共交通機関利用者)	前期分(4月~7月分) 10月中旬 後期分(8月~3月分) 年度末
体育実技用具費 (柔道着等)	—	上限7,650円 レシート及び領収書の提出が必要	年度末
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	実費分を支給(上限1,600円)	実費分を支給(上限2,310円)	
卒業アルバム代等費	実費分を支給(上限11,000円)	実費分を支給(上限8,800円)	
中学校3年生 学力診断テスト費	—	実費分を支給	

※①入学前に入学準備金を受給している場合は4月からの認定であっても、新入学学用品費の支給はありません。なお、入学準備金と新入学学用品費の支給金額は同じです。(小学校:51,060円、中学校60,000円)

※体育実技用具は、授業で使用する柔道着又は剣道着が対象です。(体操服や部活で使用する物品は対象外です。)

※体育実技用具費については、中学校在籍の3年間で一度のみの支給になります。また、支給には当年度に購入した際のレシート又は領収書の提出が必要になりますのでご注意ください。(購入した際はすぐに領収書又はレシートをお子さまが通学している学校に提出してください。※当年度購入分以外は対象になりません。)

※修学旅行費の支給は、修学旅行実施後に支給します。

※卒業アルバム代等費、中学校3年生学力診断テスト費は今年度から支給費目に追加となりました。

4. その他(表面1-(9) 経済的に困窮している方について)

同居(住民票は別でも一緒に住んでいる家族を含む。)の家族全員の令和元年中の合計収入額(ただし、年収46.4万円未満の方は除く)が、基準額以下(下表を参考にしてください。)の方やリストラ等で経済的に困窮している方。

<参考例>

両親がともに30代(1人のみ収入有)、お子さんが下表の世帯状況の基準額(目安)です。実際は世帯員の人数・年齢・構成等によって基準額が異なります。

	両親+小 (3人世帯)	両親+幼+小 (4人世帯)	両親+小+中 (4人世帯)	両親+幼+幼+小 (5人世帯)	両親+小+小+中 (5人世帯)	両親+小+中+中 (5人世帯)
借家(家賃4万円以上)の人	361万円	405万円	439万円	451万円	507万円	519万円
借家(家賃2.5万円)の人	342万円	386万円	420万円	432万円	487万円	500万円
持ち家の人	304万円	348万円	382万円	394万円	450万円	463万円

※営業所得・不動産所得等については、給与所得として扱い、その所得を給与収入に換算して審査します。また、公的年金についても収入として取扱います。

就学援助について	お問い合わせ先	
	学校	大分市教育委員会 学校教育課 (代表)534-6111 内線 2214・2217・2213

(裏面)